

## 令和 5 年度知立市地域防災計画の修正について（要旨）

## 1. 知立市地域防災計画（以下「市計画」という。）修正の根拠

市町村は、防災に関する計画を作成する責務があり、市町村防災会議において、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないことになっている（災害対策基本法第 5 条ほか）。

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）抜粋

（市町村の責務）

第 5 条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

（市町村防災会議）

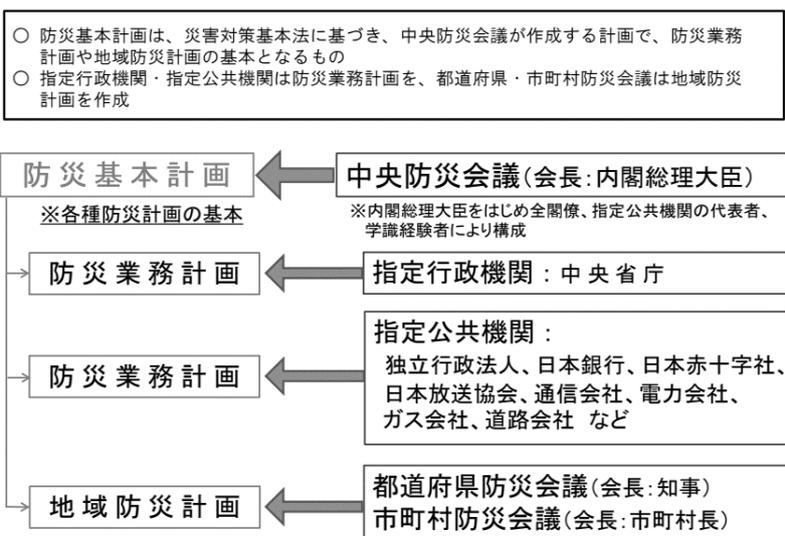
第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村防災会議は、第 1 項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

## 2. 防災計画の体系（平成 25 年 12 月 4 日付け内閣府（防災計画担当）資料）



### 3. 今回の修正事項

#### (1) 愛知県地域防災計画（以下「県計画」という。）の変更に伴うもの

##### 愛知県の新たな取組等に係る主な修正事項

#### 1 防災基本計画の修正を踏まえた修正について

##### ①消防団員等が参画した防災教育

幼い頃から、自らの安全を守る能力を継続的に育成していく防災教育の充実にあたり、「自助」だけでなく地域住民同士による「共助」の視点も重要であることから、地域防災力の中核を担う消防団や自主防災組織が参画し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において、体験的・実践的な教育の推進に努めることを追記。

※本件の詳細については令和3年12月7日付3消保第1699号「児童生徒等に対する防災教育の実施について（通知）」により各市町村・消防本部等へ通知済み。

##### 【市計画修正箇所】

- 地震編 第2編 第10章 第3節 防災のための教育 第1項 p81
- 風水害編 第2編 第11章 第3節 防災のための教育 第1項 p54

##### 【新旧対照表】

- 地震編 p9
- 風水害編 p6

##### ②避難所等における各種対策

指定避難所の指定に関連し、必要に応じて県と連携を取り、福祉避難所において、医療的ケアを必要とする者に対して、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めることについて追記するほか、避難所が備えるべきバックアップ設備の一例として、従来「自家発電設備」と記載していた箇所を「再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備」に修正。

また、県及び市町村が実施する避難所等における炊き出しに際して、従来の栄養指導及び食生活支援・相談に加えて、食物アレルギーを有する者のニーズ把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めることを追記

##### 【市計画修正箇所】

- 地震編
  - 第2編 第7章 第1節 避難所の指定・整備 第1項 p64、65
  - 第3編 第7章 第2節 防疫・保健衛生 第3項 p154
- 風水害編
  - 第2編 第9章 第1節 避難所の指定・整備 第1項 p43、44
  - 第3編 第6章 第2節 防疫・保健衛生 第2項 p118

##### 【新旧対照表】

- 地震編 p6、11
- 風水害編 p3、9

### ③防災関係機関相互の連携

多様なライフライン事業者との相互協力体制を構築することや、県及び市町村において他の地方公共団体と相互応援協定を締結することとしていた従来の記載内容に加えて、効率的な救助・救急活動のため、県、市町村及び防災関係機関において、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図ることについて追記。

また、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するとともに、平時からこれを活用した訓練や研修等を実施し、タイムラインの効果的な運用に努めることについて追記。

#### 【市計画修正箇所】

●地震編 第2編 第5章 第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 第1項 p54

●風水害編 第2編 第7章 第1節 防災施設・設備及び災害用資機材の整備 第1項 p34

#### 【新旧対照表】

●地震編 p5

●風水害編 p2

### ④その他の修正

従来の「台風」に加え、「線状降水帯」についても、大雨発生が予測される状況を住民に対して分かりやすく適切に伝達すべきものとして追記。

#### 【市計画修正箇所】

●風水害編 第3編 第2章 第2節 避難情報 第1項 p78

#### 【新旧対照表】

●風水害編 p8

## 2 緊急地震速報の発表基準の変更を踏まえ修正

気象庁における緊急地震速報の発表基準の変更に伴い、当該基準に長周期地震動階級を追加し、長周期地震動階級3以上を予想した場合にも緊急地震速報（警報）が発表されることについて追記。

発表条件	震度5弱以上を予想した場合 または 長周期地震動階級3以上を予想した場合
対象地域	震度4以上を予想した地域 または 長周期地震動階級3以上を予想した地域

#### 【市計画修正箇所】

●地震編 第2編 第10章 第3節 防災のための教育 第1項 p101

#### 【新旧対照表】

●地震編 p9

(参考) 長周期地震動について

## 長周期地震動とは

大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れを長周期地震動といいます。震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らすことがあります。



出典: 気象庁 リーフレット「新しい緊急地震速報～長周期地震動階級の予想も追加して発表～」

### 3 その他

国の防災基本計画並びに愛知県地域防災計画との表記の統一等、軽微な用語の修正を行った。

#### (2) 主な市計画の変更点

##### 1 非常配備体制の表記

非常配備体制の種別ごとに分かりやすいようにキーワードを追加。また、合わせて表記の修正も行った。

【以下の( )内を追加】

体制	主な配備内容
第1非常配備 (注意体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として情報収集活動</li> <li>・第2非常配備への移行準備</li> </ul>
第2非常配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策本部の設置</li> <li>・応急対策活動の実施</li> <li>・第3非常配備への移行準備</li> </ul>
第3非常配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域災害に対応するもの</li> <li>・状況によっては全職員参集</li> </ul>

※詳細は新旧対照表を参照。

##### 【市計画修正箇所】

●風水害編 第3編 第1章 第1節 災害対策本部の設置・運営 第1項 p66

##### 【新旧対照表】

●風水害編 p7

### 2 その他

庁内各課等より意見を求め、各課の活動の反映、軽微な用語の修正を行った。